学校感染症による出席停止について

学校保健安全法第19条により、生徒が学校感染症にかかった場合、出席停止(欠席扱いとしない)の 措置をとることになっています。医師より学校感染症と診断された場合には、直ちに学校へ連絡してく ださい。治癒後再登校する際には、「登校届」が必要となります。一宮北高校公式ホームページからもダ ウンロードできます。必要事項を御記入のうえ、登校初日に学級担任まで提出してください。

●学校感染症の種類●

第一種 エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS コロナウイルス) 鳥インフルエンザ (H5N1) (H7N9) 中東呼吸器症候群 (MERS コロナウイルス) 新型コロナウイルス感染症

第二種 インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く) 百日咳 麻しん 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎

第三種 コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

●出席停止期間の基準●

1. 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

2. 第二種の感染症にかかった者については、次の期間とするが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。

インフルエンザ:発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

百 日 咳:特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻しん(はしか):解熱した後3日を経過するまで

流行性耳下腺炎:耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が

(おたふくかぜ) 良好になるまで

風 し ん:発疹が消失するまで

水痘(水ぼうそう):すべての発疹が痂皮化するまで

咽 頭 結 膜 熱:主要症状が消退した後2日を経過するまで

(プール熱)

3. 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第三種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※その他の感染症等で御不明な点がありましたら、保健室までお問い合わせください。